

第一部 総会		18:00~18:00
1. 開会		
2. 目黒会中国地方支部長挨拶		18:00~19:03
3. 議事		18:03~19:15
4. 閉会		18:15
第二部 懇親会		18:15~20:30
1. 乾杯	(分会長)	18:15
2. 支部状況紹介	(支部長)	
3. 記念品贈呈(分会)		
4. 中締め		20:20
5. 記念撮影		20:25~20:30

目黒会中国地方支部山口分会総会議案

第1号議案 山口分会設立に関する事項

- (1) 山口分会会則制定
会則の概要説明(別紙参照)
会則の承認
- (2) 山口分会役員を選任
役員候補紹介と推薦理由
役員承認
- (3) 山口分会 分会長の確認
会則に従い、役員互選で決定
- (4) <参考> 山口分会会員の現状

山口県在住者 115名 (2015年6月現在)

第2号議案 分会活動に関する事項

- (1) 懇親会開催
開催周期が原則3年を超えない原則に従い役員会で決定
懇親会費は参加者負担を原則とし、分会としての会計処理は省略
但し、本部或いは支部からの支援金等の会計処理については支部に委任
- (2) その他
その他の活動は必要に応じて役員会で決定

目黒会中国地方支部山口分会会則

2015年12月5日制定

第1条(名称と所在地)

- 1.本分会は目黒会中国地方支部山口分会と称する。
- 2.所在地は、本分会の分会長の住所とする。

第2条(目的)

本分会は国立大学法人電気通信大学の同窓会「目黒会中国地方支部」の分会として、会員相互の親睦と友好及び情報交換を図ることを目的とする。

第3条(会員)

山口県に在住あるいは在勤中の目黒会会員で構成する。

第4条(分会役員)

本分会は次の役員を選出し、分会の運営を行う。ただし、分会長は目黒会正会員でなければならない。

分会長	1名
幹事	2名～5名

任期は3年とし、再任は妨げない。

第5条(活動)

本分会は会員相互の親睦と友好を深めるため及び分会運営のために、次の活動を行う。

1. 分会総会、懇親会

土曜日または日曜日の開催を原則とし開催周期は3年を超えない範囲で役員会により決定する。議決事項は出席者の多数決による。

2. 役員会

第4条の役員をもって組織し、分会の運営にあたる。必要に応じて分会長が招集する。また、分会長の招集がない場合でも半数以上の役員の要請があれば役員会を開催する。

第6条(会費・経費等)

1. 年会費等は原則として徴収しない。
2. 本分会の活動に必要な経費は、出席者が均等に負担することを原則とする。
3. 目黒会本部または支部より支給される助成金等は、本分会の活動に必要な経費に充当する。
4. 支部と連携した活動に関しては経費等の処理を支部に委ねることができる。

第7条(個人情報保護)

分会役員は、一般社団法人目黒会の「個人情報保護に関する方針」を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

第8条(その他)

1. 会則に定めていない事項が生じた場合は、原則として役員会で審議決定する。その場合は分会総会に報告するものとする。
2. 本会則の改廃は分会総会で行う。

以上